

京都市国際交流・多文化共生審議会公募委員選任要領

(趣旨)

第1 この要領は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市国際交流・多文化共生審議会（以下「審議会」という。）の委員のうち公募により選出する委員（以下「公募委員」という。）の選任について必要な事項を定める。

(委員の資格)

第2 公募委員は、次の各号の条件をすべて満たす者の中から選考により選任する。

- (1) 年齢満18歳以上であること。
- (2) 本市の区域内に居住地を有する、又は本市に通勤、通学していること。
- (3) 審議会は日本語で行われるため、日本語での会話ができること。
- (4) 国あるいは地方公共団体の議員又は常勤の公務員でないこと。
- (5) 本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として参画していないこと。

(委員の公募)

第3 公募委員に応募しようとする者は、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、国籍又は関わりを持つ国、勤務先又は通学先の名称、プロフィール、応募の理由、自己PR（審議会で議論したい内容、自身が行っている国際交流・協力、多文化共生に関する活動等）を記載した書類を提出しなければならない。

(公募委員の選考基準)

第4 公募委員の選考に当たっては、第3の規定により提出された書類に基づき、応募者の市政への関心、国際交流・協力、多文化共生に係る施策との関わりや取組に対する積極性等を総合的に考慮し、国際都市共創推進室において選考する。

- 2 国際都市共創推進室は、公募委員が欠けた場合、市長が直ちに委嘱できるよう複数の補欠を順位を定めあらかじめ指名しておくことができる。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。